

information

おしらせ

年金生活者支援給付金に便乗した詐欺にご注意ください

令和元年10月より始まった年金生活者支援給付金に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または役場職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座、暗証番号、マイナンバーを教えてほしい。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報をお返すことのないようにご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、むつ年金事務所または役場町民課までお問い合わせください。

◆お問合せ

◇役場町民課戸籍年金G
TEL 0175 (78) 2111

(内線 236)

◇むつ年金事務所

TEL 0175 (23) 7955

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 交通事故にあったとき
交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ずお住いの市町村へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、お住いの市町村または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

2 医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆様に医療費に対する認識と理解を深めていただくことを

目的に、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象となる期間は令和3年1月受診分から12月受診分ですが、受診した医療機関からの診療情報は、審査支払機関にて審査終了後に当広域連合へ情報提供されることから、「医療費通知書」がお手元に届くのは令和4年2月末頃になります。

なお、「医療費通知書」は、確定申告の際の医療費控除にも使用できますが、上記理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書でご対応いただきますようお願いいたします。

3 かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言してくれたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してくれたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」があると、薬歴(薬の服用記録)

の管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、1冊にまとめ管理しやすくしましょう。

◆お問合せ

◇役場町民課国保衛生G
TEL 0175 (78) 2111

◇青森県後期高齢者医療広域連合
TEL 0175 (721) 3821

入札参加資格審査申請についてのお知らせ

町内に本社本店がある事業者について、令和4年度の町建設工事等入札参加を希望する業者の申請を受付します。(毎年度の提出となります)

希望される業者は、書類を添えて期間内に申請してください。なお、要綱は横浜町ホームページに掲載しております。

◆受付期間

◇令和4年1月17日(月)

◇令和4年2月28日(月)

◆提出する書類

(建設工事の場合)
① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

② 営業所一覧表

③ 工事経歴書

④ 経営事項審査結果通知書(写)

⑤ 建設業許可証明書(写)

⑥ 技術者経歴書

⑦ 登記事項証明書(写)

※申請者が個人の場合は身分証明書(写)

⑧ 営業用機械器具一覧表

⑨ 納税証明書(写)

⑩ 印鑑証明書(写)

⑪ 使用印鑑届

⑫ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写)

⑬ 年間委任状(委任する場合)

◆お問合せ

◇役場建設水道課建設水道G
TEL 0175 (78) 2111

(内線 341)

**よこはま温泉
年末・年始(お正月)の
営業日のお知らせ**

日頃から、皆様には「よこはま温泉」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ご好評をいただいております。す年始(お正月)の営業を下記のとおり実施しますので、お正月帰省されますご家族やご親戚の方々もお誘い合わせの上、ごゆっくりと温泉につきり、日々の疲れをいやしていただきたいと思います。

また、年始営業日ご入浴の方には「よこはま温泉タオル」を進呈いたしますので、皆様のご利用をお待ちしております。

※年始営業中は、「入浴料無料券」はご利用できません。また、バスの送迎もございませんので、ご注意ください。

※よこはま温泉タオルの配布は1人1枚までとし、数が無くなり次第、終了いたします。

※1月5日(水)から平常営業。

営業日並びに利用時間	
12月27日(月)	平常営業(一般入浴 午前11時～午後8時)
12月28日(火)～31日(金)	休業日
1月1日(土)	年始営業(一般入浴 午前10時～午後5時)
1月2日(日)	年始営業(一般入浴 午前10時～午後5時)
1月3日(月)	年始営業(一般入浴 午前10時～午後5時)
1月4日(火)	休業日
1月5日(水)	平常営業(一般入浴 午前11時～午後8時)

◆お問合せ

◆よこはま温泉
TEL 0175 (78) 6531
◆役場福祉課
TEL 0175 (78) 2111

**「横浜町身体障害者福祉会」
会員募集(緊急)**

横浜町身体障害者福祉会は、期日までに新規入会者がいない場合、解散します。

当会は、昭和54年4月に会員相互の親睦と連携を図り、身体障害児(者)の明るく住みよい社会を築くため、組織的活動を促進し社会福祉の増進を図ることを目的に設立されました。

現在、会員が5名であり会員の高齢化も著しく、今後の運営が難しいため、新規会員を募集いたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

◆活動内容

- ・県上十三障がい者スポーツ大会への参加
- ・会員研修旅行 など

◆会員要件

町内在住の身体障害児(者)

◆年会費

1,000円

◆募集期日

令和4年1月21日

◆お問合せ

◆横浜町社会福祉協議会
TEL 0175 (78) 2067

**令和3年度子育て世帯
への臨時特別給付(先行給付金)のご案内**

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」を給付しています。

◆支給対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生)の児童

※保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合

- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

◆支給対象者

支給対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる方)

◆支給額

対象児童1人につき5万円

◆支給方法

児童手当(本則給付)を受給している方は児童手当を受給している口座等に令和3年12月に給付済みです。高校生のみを養育されている保護者、新生児の保護者、公務員の方はお住まいの市町村に申請が必要になります。申請書等は町ホームページからダウンロード、または福祉課窓口にてお受け取りください。

◆お問合せ

役場福祉課福祉G
TEL 0175 (78) 2111
(内線 219)

**堆肥や家畜のふん尿は
適切に管理しましょう**

堆肥や家畜のふん尿は適切に管理しないと臭いや害虫などの発生のほか、河川の水を汚したりすることにより環境問題を引き起こす恐れがあります。また家畜排せつ物法に基づき管理基準に違反した場合は、罰則を受けることがあります。家畜排せつ物法は畜産農家が対象の法律ですが、耕種・園芸農家や一般家庭におかれましても、堆肥や家畜のふん尿の適切な管理、使用

をお願いします。

◆お問合せ

◇役場産業振興課農林G
TEL 0175 (78) 2111
(内線 365)

十和田税務署からのお知らせ「決算のしかた」の説明動画の掲載について

税務署では、例年個人事業者の方を対象とした決算説明会を開催しているところですが、本年度の実施については、新型コロナウイルス感染症対策等の観点から開催を見合わせました。

そこで、決算の方法・注意点等を説明する動画「決算のしかた（青色申告編・白色申告編）」を作成しYouTube国税庁動画チャンネルに掲載しましたので、是非ご覧ください。

決算 国税庁動画



個人住民税の特別徴収について

従業員の個人住民税は「特別徴収」が原則です！

個人住民税とは、個人の県

民税（県税）と市町村民税（市町村税）を併せた地方税のことで、市町村が賦課・徴収としており、「地域社会の会費」として県と市町村の行政サービスを支える貴重な財源となっております。

個人住民税の「特別徴収」とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税の税額を天引きし、納入する制度です。

県と市町村は、地方税法の要件に該当する事業主の皆様について、個人住民税の特別徴収義務者の指定に向けた取り組みを行なっています。

特別徴収を行う事業主の皆様及び従業員の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。まだ実施されていない事業主の皆様は特別徴収への切替えをお願いします。

特別徴収の手続き等については、従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

◆お問合せ

◇上北地域県民局県税部

納税管理課

TEL 0176 (22) 8111
(内線 211から214)

農業者年金制度が改正されます（新制度のみが対象です）

◆令和4年1月1日から
若し農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。

・35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも通常加入できるようになります。

◆令和4年4月1日から

◇農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。

・農業者老齢年金（通常加入された方）については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができますようになります。
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象。

◆令和4年5月1日から

◇農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。

・現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20

歳以上60歳未満の国民年金

第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。

◆お問合せ

◇十和田おいらせ農業協同組合 横浜町支店
TEL 0175 (78) 2321

◇横浜町農業委員会
TEL 0175 (78) 2111
(内線 230)

青森労働局では「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します

令和2年6月1日に施行された労働施策総合推進法において、事業主に対して職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けられ、中小企業については令和4年4月から適用となります。

青森労働局においては、職場におけるハラスメントに関する相談等を受け付ける「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、総合的なハラスメントの相談窓口として相

談に対応します。

◆ハラスメント対応特別相談窓口

◇相談窓口
青森労働局雇用環境・均等室
TEL 017 (734) 4211

◇設置期間
令和4年3月31日(木)まで

◇受付時間
8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始除く)

◇相談内容
職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスターマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等

◆お問合せ

◇青森県労働局雇用環境・均等室
TEL 017 (734) 4211

石綿による疾病の労災補償制度のお知らせ

石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、その潜伏期間は石綿を吸ってから30年以上と非常に長いことが特徴です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を吸ったことが原因であると認定された方には、国が運営する労災保険制度もしくは石綿健康被害救済制度から各種給付を受けることができます。

もし、みなさんのご家族のなかで、仕事で石綿を取り扱い、または吸ったことがあり、肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に患った方、もしくは亡くなられた方がおられましたら、青森県労働局労災補償課またはお近くの労働基準監督署へご相談ください。

◆お問合せ

◆青森県労働局労働基準部労働補償課

TEL 017 (734) 4115
(<https://www.mhlw.go.jp>)

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック↓雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。(労災認定事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。

再就職や転職を目指す皆さまへ 求職者支援制度のご案内

◆「求職者支援制度」とは？

求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。

◆お問合せ

◆青森県労働局職業安定部訓練室

TEL 017 (721) 2000

横浜町シルバー人材センターからのお知らせ

横浜町シルバー人材センターでは、会員及び利用者を

随時募集しておりますので、健康で働く意欲のある方、除雪作業等一人で出来ない方がおりましたら是非ご利用ください。

当センターでは、地域社会の日常に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を家庭、事業所、公共団体等から請負契約により有償で引き受け、これを会員に請負形式により提供しています。

◆会員を募集しています

◆横浜町に居住する定年退職者(概ね60歳以上)で健康で働く意欲がある方

◆自主・自立・共働・共助の理念に基づく事業の趣旨に賛同する方

◆臨時的、短期的な仕事とは、生計の維持を目的とした本格的な就業でなく、任意的就業であって、連続的又は断続的なおおむね月10日程度の就業

◆軽易な仕事とは、一週間当たりの労働時間がおおむね20時間を超えない就業

◆労働関係法規(労働基準法、労災保険等)の適用はありません。事故が発生した場合はシルバー保険(障害、

賠償責任)で対応します。◆入会金として年会費2,000円を納入していただきます。

◆会員が働いた作業に応じて、配分金を支払います。

◆利用者も募集しています

◆除雪、草取り、草刈り、植木の剪定、墓掃除などの作業に困っている方、また、臨時的、短期的な作業がございましたら、シルバー人材センターをご利用ください。

◆作業内容別に見積もりいたします。

◆詳しいお問合せ先

◆旧児童センター内
横浜町シルバー人材センター事務局
(竹田要一・岩田弘志)

TEL 0175 (72) 1045

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学では2022年4月入学生を募集しています。

放送大学は、BS放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。「働きながら学んで大学を卒業したい」

「時間に余裕ができたので学びを楽しみたい」「資格取得を目指したい」など、様々な目的で、様々な年代や職業の方が学んでいます。

詳しい資料を無料でお送りしますので、お気軽にお問合せください。

◆放送大学の特徴と魅力

◆放送大学は、正規の通信制大学です。(大学卒業の資格を取得)

◆学ぶ意欲が入学資格。学力試験はありません。

◆半年の在学もOK。1科目から学べます。(約300科目を開講)

◆負担の少ない授業が魅力です。(1科目目2単位:11,000円)

◆学習センターやサテライトスペースが、様々な相談に対応します。

◆出願期間

2021年11月26日

※インターネット出願も受け付けています。

◆資料請求(無料)・お問合せ

◆放送大学青森学習センター
〒0361-8561
弘前市文京町3弘前大学コ

「配管科」既講生の募集

ラボ弘前7階
TEL 0172 (38) 05000
◇八戸サテライトスペース
〒019-11102
八戸市一番町1-9-22
ユートリー4階
◇放送大学ホームページ
(<https://www.ouj.ac.jp>)

◆訓練内容

建築配管施工時に必要な各種配管材料の取扱い及び加工方法や各種溶接に関する知識・技能を習得し関連職種への再就職を目指す公共職業訓練です。

◆募集人員

20名

◆募集期間

令和4年1月4日(火)

◆訓練期間

令和4年2月9日(水)

令和4年4月6日(水)

令和5年3月14日(火)

予定

◆受講資格

職業に必要な技能及びこれに関する必要な技能及び知識を習得しようとする方。

◆応募手続

入校願書に必要な事項を記入し、最寄りの公共職業安定所に提出してください。

◆訓練場所

青森県立むつ高等技術専門学校(むつ市文京町)

◆受講料

無料(ただし、教科書、用品代等は自己負担)

◆お問合せ

◇青森県立むつ高等技術専門学校
むつ市文京町31-1
TEL 0175 (24) 1234
(担当 太田・西野)

「相続登記はお済みですか」 月間無料相談実施

◆相談内容

相続登記および法定相続情報証明制度

◆相談期間

令和4年2月1日

同日28日までの1ヶ月間
(土・日・祝日は除く)

◆相談場所

青森県内の各司法書士事務所
※ご相談にスムーズに対応させていただくために、事前に各司法書士事務所へご相談のご予約をお願いします。

◆費用

初回相談無料
(2回目以降や具体的な手続きは有料です)

◆お問合せ

◇青森県司法書士会
〒030-0861
青森市長島三丁目5番16号
TEL 017 (776) 8398

小さな掛金、大きな補償!! スポーツ安全保険に加入しよう!!

スポーツ安全保険とはスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う社会教育活動(4名以上の団体)を対象とした保険です。

◆対象となる事故

団体活動中往復中の事故

(自動車事故による賠償責任保険は適用外です。)

◆補償内容

傷害保険(通院、入院、後遺障害、死亡)、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険。

◆加入受付期間

令和4年3月1日

令和5年3月30日
※令和4年度から原則WEBでの加入になります。

◆保険期間

令和4年4月1日
午前0時
令和5年3月31日
午後2時まで

(令和4年4月日以降に加入手続きをした場合は、翌日の午前0時から令和5年3月31日午後12時まで)

◆掛金

一人年額800円から11,000円。
(団体活動内容、年齢などによって異なります。)

◆お問合せ

◇スポーツ安全協会青森県支部
TEL 017 (718) 1136

第46回ちびっこ探検学校 ヨロン島 参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会では、「第46回ちびっこ探検学校ヨロン島」(文部科学省後援)の参加者を全国より募集しています。この事業は、沖縄に近い南の島「ヨロン島」のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間との民宿での共同生活や、様々な野外活動(海水浴、イカダづくり&イカダ

こぎ、さとうきび刈り、洞窟探検など)を通して友達づくりの楽しさを知り、お互いに協力し助け合い、積極的にチャレンジする心を養います。

今度の春休みは、思い出に残る楽しい体験をしに暖かな南の島「ヨロン島」に行きませんか?

◆対象

小学2年生〜小学6年生

◆期間

2022年3月27日(日)

4月2日(土)6泊7日
※沖縄から参加の方は3月27日(日)〜4月1日(金)

※奄美諸島(奄美諸島、徳之島など)から参加の方は3月28日(月)〜4月1日(金)

◆定員

日本人小学生

90名

外国人小学生

20名

◆場所

鹿児島県大島郡与論島

◆締切り

2022年3月7日(月)

◆参加費

◆新青森駅

165,000円

◇新青森駅

165,000円

◆資料請求・申込・お問合せ
 ◇公益財団法人
 国際青少年研修協会

〒170-00013
 東京都豊島区東池袋2-23
 1-2 UBG東池袋6F
 TEL 03 (6825) 3130
 FAX 03 (3981) 2712
 ✉info@kskk.or.jp
 (https://www.kskk.or.jp)

**令和3年度青森県社会教育
 委員連絡協議会表彰を受賞**

長年にわたり横浜町社会教育委員として、地域の社会教育活動に貢献したことが認められ、4名が「令和3年度青森県社会教育委員連絡協議会表彰」を受賞されました。受賞者は以下のとおりです。

- ・濱辺 健一さん (在任期間 8年)
- ・泊 義則さん (在任期間 8年)
- ・竹田 礼子さん (平成25年4月〜現在)
- ・沖津 賢一さん (平成25年4月〜現在)

令和4年度訓練生募集
 ◆募集内容

科名	募集員	募集期間	入校試験日	試験方法	対象者	訓練期間
デジタルデザイン科	15名	令和4年 1月4日(火) ～ 2月3日(木)	令和4年 2月10日(木)	職業適性検査 面接	知的障害 のない方	1年間 (4月～ 3月)
OA事務科				適性検査 面接 (保護者同伴)	知的障害 のある方	
作業実務科	10名					

◆試験会場

青森県立障害者職業訓練校
 (弘前市緑ヶ丘1-9-1)

◆合格発表

令和4年2月17日(木)
 午前9時

◆お問合せ

◇青森県立障害者職業訓練校
 TEL 0172 (36) 6882
 (担当 訓練課 野村)

**県外にお住いのご家族、ご友人にお伝えください!
 ふるさとへのUターンを応援
 青森暮らしセミナー**

令和4年1月23日(日)、東京都内で開催される青森県主催の移住イベント「青森暮らしセミナー」に横浜町も参加します。このセミナーでは、「青森の冬を楽しもう」をテーマに青森県での冬の暮らし方や楽しみ方をお伝えするほか、個別相談会では、しごと・暮らし・住まいなど、ふるさとへのUターンにまつわる様々な疑問にお応えします。
 県外在住の青森県出身者の皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催日時

令和4年1月23日(日)
 13時～17時

◆開催会場

秋葉原UDXギャラリー
 (東京都千代田区外神田4-14-1)

※個別相談会以外のプログラムについては、オンラインでの参加も可能です。
 ※新型コロナウイルス感染拡大状況等により、開催方法を変更する場合がございます。

1月24日～30日の期間、県内市町村による「オンライン相談ウィーク」を実施します。セミナー当日に都合がつかない方など、ぜひこちらもご利用ください。

◆お申込み・お問合せ

◇青森県地域活力振興課
 移住・交流推進G
 TEL 017 (734) 9174
 ✉jinkoryu@pref.aomori.lg.jp
 詳しくは、青森県移住・交流ポータルサイト「あおもり暮らし」をご覧ください。

そのお悩み、裁判所の調停で解決しませんか?

調停とは、裁判所がお互いの言い訳を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手段です。手続が簡単、費用が安いなど利点がいっぱい!
 令和4年10月に調停制度は発足100周年を迎えます。この機会に、是非調停制度をご利用ください!

◆お問合せ

◇青森地方裁判所総務課
 庶務係
 TEL 017 (722) 5421
 (担当 吉田)

**第33回新春郷土芸能発表会
 中止のお知らせ**

郷土芸能保存会(会長 菊池國廣)で毎年新年に行っている新春郷土芸能発表会が昨年に引き続きコロナ禍のため中止となりました。
 新年の門打ちに関しては、各神楽会へお問い合わせ下さい。

◆お問合せ

◇郷土芸能保存会
 会長 菊池 國廣
 TEL 090 (2361) 5398

県民の皆さまへのお願い 新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>



ぐるっとNAVI | 上十三・十和田湖 広域定住自立圏情報

[上十三・十和田湖広域定住自立圏観光ガイドをご覧ください](#)

圏域内のイベントやモデルコースなどの情報を公開しています。ぜひご覧ください。

お問合せ

上十三・十和田湖広域定住自立圏観光推進協議会事務局（十和田市商工観光課内）

TEL 0176(51)6771



アーツ・トワダ ウィンターイルミネーション

開催日時 開催中～令和4年2月14日(月) 午後4時30分～9時

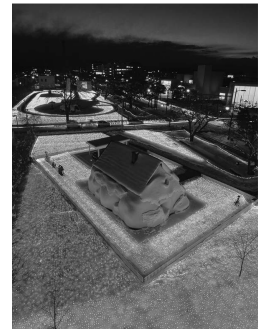
開催場所 十和田市現代美術館アート広場

約30万球の青色発光ダイオード(LED)の光がアート広場全体を幻想的に演出します。

お問合せ

十和田市商工観光課

TEL 0176(51)6773



人権擁護委員及び行政相談員のお知らせ

◆行政相談委員（行政が行う仕事についての苦情・意見等）

○若佐 昭男（三保野154番地4）

TEL 78-3762

○総務省青森行政監視行政相談センター

TEL 0570-090110

◆みんなの人権110番 TEL 0570-003-110

◆女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

◆人権擁護委員（人権に関する相談）

○若佐 昭男（三保野）

○上野 洋子（幸町）

○古郡 千春（屋敷形）

◆子どもの人権110番

TEL 0120-007-110

UCHIDA

内田洋行ITソリューションズ

内田洋行 IT 検索

東北支店 青森オフィス

〒030-0862

青森県青森市古川2-20-3

朝日生命ビル7階

横浜町役場の業務をITで支援中！

<https://www.uchida-it.co.jp/>

お問い合わせ受付
フリーコール

0120-998-024



想いによりそうお墓づくり



一人ひとりの
想いによりそった
家族の笑顔と
安心が溢れるお墓



大切な場所、世界にたった一つだけの場所



小田桐石村

むつ市仲町15-8

本店33-3166 大間37-5466